

入札参加停止措置の概要

商 号 又 は 名 称	(株) 竹中土木								
所 在 地	東京都江東区新砂一丁目1番1号								
建設業許可番号	00-003750								
入札参加停止期間	令和8年8月8日 から 令和8年10月7日まで（2か月）								
事 実 概 要	当該会社の社員は、当該会社が施工中の「近畿自動車道久宝寺高架橋他橋他7橋耐震補強工事」において、令和7年8月5日に発生した労働災害に関し、労働基準監督署に事実と異なる説明を行い、事故の状況を虚偽陳述した。このことが、労働安全衛生法に違反するとして、令和8年6月10日に簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められる。								
理 由	長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表第2第11号（不正又は不誠実な行為）に該当し、建設工事の契約の相手方として不適当であると認められるため。								
備 考	【入札参加停止措置要領別表抜粋】 <table><tr><th colspan="2">措 置 要 件</th><th>期 間</th></tr><tr><td>不正又は不誠実な行為</td><td>11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき</td><td>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</td></tr></table>			措 置 要 件		期 間	不正又は不誠実な行為	11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内
措 置 要 件		期 間							
不正又は不誠実な行為	11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内							